解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十二月一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十三日

香川県高松市東山崎町二〇三番地二

かわぞえ農事組合法人

清算人　國方　正行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十二月五日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十三日

大阪府富田林市高辺台一丁目七番一八号

医療法人三華会

清算人　成原　英彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月八日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十六年十二月十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十三日

兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目一番一号

新神戸ビル七階

医療法人社団英友会堀本クリニック

清算人　堀本　昌映

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市一迫狐崎寺前二七番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙橋　公喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十三日

事務所　宮城県大崎市古川旭二丁目三番地五　二階北側　菅原・佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市田伏二二七四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　見崎　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十三日

茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室井出法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田駿河台一丁目六番地四、最後の住所東京都杉並区永福三丁目三番五号

被相続人　亡　高田久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十三日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区元浅草二丁目七一番地、最後の住所川崎市高津区北見方三丁目一二番一三号　レスト・ヴィラ高津二〇七

被相続人　亡　巴　芳枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十三日

川崎市川崎区榎町一番一号　川崎センタービル六階

相続財産管理人　弁護士　本田　正男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市下土棚四六五番地八、最後の住所神奈川県藤沢市小塚三八三番地　藤沢病院内

被相続人　亡　井上あけみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十三日

横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市穂高柏原一〇三七番地九、最後の住所長野県安曇野市穂高柏原一六九〇番地県営穂高団地四三―九四

被相続人　亡　上野　保雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十三日

長野県安曇野市豊科田沢六四九三番地

相続財産管理人　司法書士　髙橋　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市鴛鴨神明一一二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤眞一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十三日

愛知県名古屋市中区金山一丁目七番一〇号

金山名藤ビル三階Ａ号金山ふたば法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小森　大輔

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成27年1月13日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立三〇四九番地、最後の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼二九六〇番地二　エンゼル二番館九号

被相続人　亡　武田ちあき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十三日

熊本県菊池郡大津町大字室二四七番地一一

相続財産管理人　司法書士　杉水　英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字嘉入二四六番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　瀬田　義秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十三日

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字嘉入一九四番地イ

相続財産管理人　前田　龍也